

新潟市新バスシステム事業評価委員会 開催要綱

(委員会の目的)

第1条 全市的に持続可能な公共交通体系の構築に向け、新バスシステム事業が適正に機能しているかを評価・検証し、改善を図ることを目的とした意見聴取を行うため、新バスシステム事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 新バスシステム事業の評価・検証に係る事項
- (2) 新潟市と新潟交通株式会社が締結した新バスシステム事業にかかる運行事業協定の履行を確認するために必要な事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(委員構成)

第3条 委員会の委員およびオブザーバー（以下「委員等」という。）は、学識経験者、有識者、関係行政機関職員などで構成する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げないものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は互選とする。
- 3 委員長は、委員会の進行を行う。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員等以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 会議は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43条）第6条各号に規定する非公開情報が含まれる事項（以下「非公開情報等」という。）を取り扱うことから、原則として非公開とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではない。
- 4 会議の概要は原則として会議終了後に開示する。ただし、非公開情報等が含まれる事項に関する会議の概要は非開示とする。

(守秘義務)

第6条 委員等は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この要綱が効力を失った後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２７年８月１４日から施行する。

附則

この要綱は、平成２７年９月５日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年６月６日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年７月１４日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。